

令和4年6月定例会 環境農林委員会の概要

日時 令和4年7月1日(金) 開会 午前10時
閉会 午後1時22分

場所 第6委員会室

出席委員 木下博信委員長
深谷顕史副委員長
小川直志委員、岡地優委員、小川真一郎委員、神尾高善委員、小島信昭委員、柿沼貴志委員、木村勇夫委員、村岡正嗣委員

欠席委員 なし

説明者 [環境部関係]
目良聡環境部長、犬飼典久環境部副部長、横内ゆり環境未来局長、鶴見恒環境政策課長、桑折恭平エネルギー環境課長、深野成昭温暖化対策課長、福田真道大気環境課長、山井毅水環境課長、堀口浩二産業廃棄物指導課長、尾崎範子資源循環推進課長、星友治みどり自然課長

[農林部関係]
小畑幹農林部長、唐橋竜一農林部副部長、横塚正一農林部副部長、野澤裕子食品衛生安全局長、西村恵太農業政策課長、加藤由実農業ビジネス支援課長、佐々木直子農産物安全課長、加藤幸彦畜産安全課長、戸井田幸夫農業支援課長、長谷川征慶生産振興課長、永留伸晃森づくり課長、中崎善匡全国植樹祭推進幹、木村眞司農村整備課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

| 議案番号 | 件名 | 結果 |
|-------|------------------------------------|------|
| 第91号 | 令和4年度埼玉県一般会計補正予算(第2号)のうち環境部及び農林部関係 | 原案可決 |
| 第106号 | 令和4年度埼玉県一般会計補正予算(第3号)のうち農林部関係 | 原案可決 |

2 請願
なし

報告事項

1 環境部関係

- (1) 指定管理者に係る令和3年度事業報告書及び令和4年度事業計画書について
- (2) 令和4年度における指定管理者の選定について

2 農林部関係

- (1) 指定管理者に係る令和3年度事業報告書及び令和4年度事業計画書について
- (2) 森林ふれあい施設の見直しについて
- (3) 令和4年度における指定管理者の選定について

【付託議案に対する質疑（環境部関係）】

小川（直）委員

- 1 中小企業等省エネルギー対策支援事業費について、手続の簡素化が大きいうたわれているが、具体的には、どのような負担の軽減になるのか。
- 2 原油価格の高騰に対応するため、中小企業等省エネルギー対策支援事業費に創設する緊急対策枠について、速やかな周知が必要だと考えるが、半導体不足等の問題もある中で、年度内に十分に事業効果を得るために、どのような取組を行うのか。
- 3 中小企業等省エネルギー対策支援事業費について、半導体不足の問題で、補助金の申請はしたものの今年度内に工事が完了しないという事例が生じる可能性があるかと懸念されるが、そのような場合はどのように対応するのか。
- 4 住宅等脱炭素化促進事業は、どのような形で、原油価格の高騰による県民生活の負担軽減や電力需要のひっ迫への備えとなるのか。
- 5 住宅等脱炭素化促進事業費について、補助件数を2倍にしているが、当初予算の交付状況はどうか。また、需要は見込めるのか。
- 6 住宅等脱炭素化促進事業費は個人を対象にしているが、県ホームページの掲載だけでは県民に伝わりにくいと思う。県民への周知方法について、どう考えているか。

温暖化対策課長

- 1 既存の補助制度の申請に当たっては、事業者には既存設備と更新予定の高効率設備の能力比較に基づくCO₂削減量の計算書を、根拠資料とセットで提出していただいていた。そもそも自らの事業活動により、どれくらいのCO₂を排出しているかを把握している中小企業は少なく、CO₂削減量の計算は、特に小規模事業者にとってはハードルが高くなっていた。そこで、緊急対策枠では、手間のかかるCO₂削減量の計算をなくし、更新の場合には、確実に省エネとなる10年以上使用している設備を対象とすることで、手続を簡素化したいと考えている。
- 2 補正予算が可決された場合には、速やかに周知を開始する。県ホームページへの掲載をはじめ、チラシを埼玉県経営者協会などの県内経済団体や埼玉県信用金庫協会、埼玉県建設業協会などの業界団体へ配布する。また、新たな取組として商工会議所や商工会へのチラシの配布に加え、小規模事業者の経営全般を支援している経営指導員の御協力をいただき、日頃の経営相談の中でもPRしてもらうなど、直接、中小企業に訴えるよう取り組んでいく。
- 3 既存の補助制度では補助金の採択は先着順ではなく、費用対効果の高い事業から優先して採択していたため、内部審査に要する時間など申請から交付決定までに時間がかかっていた。緊急対策枠では、補助金の採択は先着順とし、申請から交付決定までの期間を短縮し、事業者の設備導入に要する期間を少しでも長く確保できるようにする。また、申請手続の簡素化に合わせ、当初予定していた機器の納期が遅れる場合は入手可能な別の機種への変更を認めるなど柔軟に対応する。まずは、先ほど答弁したとおり、補助金の活用について積極的にPRし、広く事業者への周知を図り早期の活用を促していく。

エネルギー環境課長

- 4 現在の原油価格や電気料金水準は当面継続する可能性も高いと見込まれていることから、そもそものエネルギー消費量を削減する省エネ設備や、エネルギー自給率の向上

を図るための再生エネ設備の導入を促進することが重要であると考えている。また、蓄電池等の設備を導入することにより、電力需給がひっ迫している状況においてもエネルギーの効率的な利用が可能になるほか、万一停電が発生した際の備えにもなるものと考ええる。

- 5 当初予算の交付状況については、予定件数1,932件と見積もっているが、6月30日、昨日現在で既に1,208件の申請があり、順次、交付決定に向けた事務手続を進めている。昨年度の補助申請状況を見ても、4月の募集開始からおおむね半年程度で予算額の上限に達しており、需要は十分見込めるものと考えている。あわせて、今回の補正予算によって補助額も2倍にすることとしていることから、メーカー、販売店、工務店等と連携し、周知を図り、需要喚起にもつなげていく。
- 6 ホームページへの掲載に加え、県民への周知をより徹底する必要があると考えている。そのため、メーカー、販売店、工務店、電気工事工業組合など、現場でPRをしていたいている事業者にも御協力をいただき、広く県民にお伝えできるよう取り組んでいく。

柿沼委員

中小企業等省エネルギー対策支援事業費の緊急対策枠について、緊急ということで補助金の採択を先着順にするとのことであるが、審査も重要と考える。緊急対策枠については審査を一切行わないということによいか。

温暖化対策課長

今回の補助金の目的がCO₂削減であるため、CO₂削減がどのくらい行われるのかを県が審査をする。例えば、添付資料として簡易な省エネ計画書を提出してもらい、今回の投資が省エネ目的であることを確認し、現在実施している省エネ対策や今後実施予定の対策を把握する。また、10年以上使用している設備とすることにより確実な省エネになる。例えば、資源エネルギー庁のホームページ等を見ると業務用エアコンは10年前と比較して18.2%削減となる。また、ボイラーは7%削減、変圧器は12.5%削減している。申請書類でどのような機器を更新するのか確認し、どのくらいのCO₂削減になるか把握した上で交付決定する予定である。

村岡委員

- 1 産業労働部の補正予算にも、省エネ・再エネの設備投資資金として、設備投資促進資金に「エネルギー対策特例」が設けられている。中小企業等省エネルギー対策支援事業費とは別の制度であるが、1事業者が両方の制度を活用することはできるのか。
- 2 家庭用燃料電池システム、いわゆるエネファームや蓄電システムなどの導入支援を行うということであるが、本事業により、どのくらいのCO₂排出削減を見込んでいるか。
- 3 住宅等脱炭素化促進事業費について、補助額が1件当たり50,000円から100,000円に増額するということであるが、一般家庭がエネファームや蓄電システムなどを導入する際の費用は幾らかかるのか。100,000円の補助となった場合に、自己負担額はどのくらいになるのか。

温暖化対策課長

- 1 1事業者が、今回の中小企業等省エネルギー対策支援事業費の緊急対策枠の補助金と産業労働部の制度融資である設備投資促進資金のエネルギー対策特例を併用して活用することは可能である。

エネルギー環境課長

- 2 エネファームや蓄電システム等の導入により、年間3,230トンのCO₂削減効果を見込んでいる。一般家庭にすると、828軒ほどのCO₂排出量に相当する量である。本県は、家庭部門が占める割合が全国に比して高く、家庭部門の脱炭素化に向けた取組が必要と考えている。
- 3 昨年度の補助金の交付申請を見ると、蓄電池の価格が平均で130万円から140万円程度、V2Hやエネファームがそれぞれ700,000円から800,000円ほどであった。今回の補正により補助額100,000円となった場合、自己負担額は蓄電池が120万円から130万円程度、V2H及びエネファームが600,000円から700,000円程度となる。

神尾委員

中小企業向けの設備投資に対する補助と同様に、10年以上使っている家庭用エアコンの買換えに対して補助を行うという考えはないのか。

エネルギー環境課長

現状、古いエアコンの買換え等に対する補助はない。家庭に対する補助金は、今回の補正予算で拡充をお願いしているメニューに該当する設備となっている。

【付託議案に対する質疑（農林部関係）】

小川（真）委員

「令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）」について、農業用生産施設降ひょう被害対策事業は新規事業と聞いているが、具体的な支援内容はどのようなものか。

農業支援課長

農作物については埼玉県農業災害対策特別措置条例第4条に基づき生育回復や次期作付けなどの掛かり増し経費の補助が見込めるが、被災した農業用施設の復旧に対しては、現段階で直接補助する支援がない。融資、いわゆる農業災害資金という支援策で十分ではないかという考えもあるが、融資だけでは農業者の財政的・心理的負担が重く、資材価格が高騰する中、再建を諦めてしまうおそれがある。そこで、今回被害を受けた農業用生産施設に対し速やかな復旧を促すため、新たな支援策を考えて、この農業用生産施設降ひょう被害対策事業を創設することとした。具体的な支援内容は、降ひょうの被害を受けたビニールハウスや多目的防災網など条例に基づく指定農業用施設の復旧費用について、購入時の取得価格を補助対象として、この金額から、園芸施設共済の共済金を差し引いた額について県が2分の1以内、市町村が2分の1以内で助成するというものである。なお、資材価格高騰分は農業者負担としている。

小川（真）委員

- 1 既存事業の農作物災害緊急対策事業では、掛かり増し経費を補助しており、農業者負担がないが、農業用生産施設降ひょう被害対策事業では農業者負担を求めるのはなぜか。
- 2 農業用生産施設降ひょう被害対策事業について、資材価格高騰分を農業者負担とすることにより、農業者の負担が大きくなってしまおうと思うが、その点についてどのように考えているのか。
- 3 農業用生産施設降ひょう被害対策事業の補助対象額について、当初取得費用から共済で支払われる金額を差し引くとのことであるが、そのような考えでよいのか。

農業支援課長

- 1 農業用生産施設降ひょう被害対策事業は、被災による損失分の補填という考え方を基本として設定し、被害にあった農業用生産施設の取得時の価格を補助対象として補助することとした。その結果として、資材価格の高騰分、いわゆる価格上昇分については、農業者負担を求めるということで考えている。
- 2 例えば、5年経過したビニールハウスの被覆資材の場合は取得価格の20%が共済から支払われ、残りの80%を県と市町が2分の1ずつの40%を補助することになる。仮に、被覆資材価格が4割上昇している場合には、その分が農業者負担になり、県、市町、農業者のそれぞれが同じ割合で負担することになる。割合としては、農業者の負担が特に大きいとは考えていない。
- 3 補助対象額から共済分を差し引かない場合、園芸施設共済の未加入者にとっては、加入していなくても十分な補助が受けられるということになり、加入者との不公平感が生じてしまうことになる。セーフティネットとして設けられている農業共済への加入の意識が薄れてしまうということも考えられる。また、園芸施設共済は国がセーフティネットの一つとして用意しているもので、支払われる共済金には国庫、つまり公的資金が含まれている。それを考慮せずに、県費で補助すると加入者においては公的資金の二重取りになる。そうしたことから、セーフティネットとして存在する農業共済を無視することはできないとして、共済金については今回の補助の対象から、差し引くこととした。

小川（真）委員

6月2日、3日の降ひょう被害に対し、迅速な対応をいただき有り難く思う。いろいろな支援事業を立てていただいているが、まずは、被害を受けた農家の方々が、希望を持って営農を続けられるように安心感を与えることが大事であると思う。このような事業があるということについて、農家の方々が希望を持てるような広報を行う必要があると思うが、県はどのように考えているか。

農業支援課長

事業成立後には、まず、農林振興センター職員を集めて事業の内容を周知し、その情報を市町村にしっかり伝えていきたい。さらに、様々な農家からの相談に対しては、農林振興センターでこのような事業があるということをしかり周知して、農家がこの事業を知らなかったということがないように周知を徹底していきたい。

岡地委員

- 1 農作物災害緊急対策事業について、降ひょう被害に対する補助単価をどのようにして設定したのか。
- 2 現在、物価が高騰しており、肥料等の価格も上がっているが、農作物災害緊急対策事業で十分な支援が行えるのか。
- 3 今回の降ひょうでは22市町に被害が生じているが、農作物災害緊急対策事業の支援対象を11市7町としたのはなぜか。また、どうして4市が対象外となったのか。
- 4 特別災害の対象とならなかった市町には、大きな被害はなかったのか。

農業支援課長

- 1 農作物災害緊急対策事業の補助単価については、被害を受けた農作物ごとに、その回復のため、あるいは代替作、次期作に必要な技術対策を検討し、それに必要な農薬、肥料、種苗等の経費について参考見積を徴取して積算した。

- 2 予算積算の際に、既に物価高騰の影響を受けている現在の価格を基に積算しているため、今回の掛かり増し経費については十分な支援が行えるものと考えている。
- 3 本事業の対象は、条例に基づく特別災害の指定の条件である、農作物の減収量が平年収量の30%以上の損失を受けたほ場面積が一つの市町村又は隣接市町村の区域内において5ヘクタール以上となる市町村としている。行田市、越谷市、八潮市、三郷市の4市は、この条件を満たさなかったため、対象外となったものである。
- 4 行田市、越谷市、八潮市、三郷市において、農作物の減収量が平年収量の30%以上となる被害に該当する事例として、三郷市のエダマメが70%以上の被害があったという報告があった。具体的には500平方メートルで1戸となっている。積算された被害面積は条例で定められた条件に達しなくても、実際に被害を受けた農業者にとっては大きな被害であることから、栽培指導などしっかり行っていきたい。また、このような農業者に対しても、新たな融資枠を設定した。こうした栽培指導あるいは融資などによってしっかり支援していきたいと考えている。

岡地委員

自然災害への対策として農業共済制度があるが、降ひょう被害があった地域では、どれくらいの方が農業共済に加入しているのか。

農業支援課長

今回被害を受けた22市町村の農業共済の加入率の状況は、県農業共済組合の調べでは、麦については63.3%、梨が42.1%、ブドウが31.7%、スイートコーン7.6%、ビニールハウスなどの園芸施設共済61.3%となっている。

岡地委員

特別災害に指定されたという観点から、被害を受けた農家に見舞金を支給するという考えはないか。

農業支援課長

災害対策に係る地方公共団体の支援は様々なやり方があり、市町では見舞金を支援策として検討しているところもある。県では単に見舞金を交付するということではなく、農業者の経営安定、農業生産力の維持という目的を明確にして、支援をしていきたいと考えた。今回、農作物の回復や施設の復旧に対する補助、そして融資を組み合わせることで農業者に対してしっかり支援していく。

木村委員

- 1 先ほど農業共済の加入率に関する答弁があったが、農家が農業共済に加入しない理由は、どのようなものがあるのか。
- 2 自然災害に対する制度として、農業共済のほかに収入保険というものがあるが、収入保険の加入状況はどうなっているか。

農業支援課長

- 1 農業者が農業共済に入らない理由については具体的な調査を行っていないため、一般論としてお答えする。本県では、比較的大きな災害が少ないこと、年々農業者の方の高齢化が進んでいることなどから、加入意欲が低下していることが考えられる。
- 2 収入保険の加入の状況は、この3年間で1,560件となっており、着実に加入者が

増えている。

村岡委員

- 1 「令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）」のうち、配合飼料価格高騰緊急対策事業について、予算額はどの時期の高騰額で計算しているのか。
- 2 波はあるが、配合飼料価格の高騰は続いている。配合飼料価格高騰緊急対策事業の予算執行時、あるいは、その後も更に価格が高騰することも予想されるが、どのように考えているのか。
- 3 配合飼料価格高騰緊急対策事業の補助を受ける際には、農家が申請を行うことになると思うが、今回の降ひょうで被害を受けた畜産農家が申請をした場合に、優先されるということはあり得るのか。
- 4 災害復旧工事は工事中の更なる災害を予測し回避するための防護策を講じて施工されるのが一般的であるが、今回の土砂崩落について、県としてやむを得ないものだったと考えた理由は何か。
- 5 「令和4年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）」について、先ほど、小川真一郎委員から被災農家が希望をもって営農できるように対策を講じる必要性について、岡地委員から見舞金の支給について、それぞれ大変重要な指摘があった。今回の降ひょう被害の総額は38億円を超えたと思うが、この降ひょう被害への対策として、補正予算の規模を8億7,500万円とした考え方について伺う。
- 6 埼玉県農業災害対策特別措置条例第4条第8号を適用し、災害指定した対象を拡大するものとして、農業用生産施設降ひょう被害対策事業と農業近代化資金等融通円滑化事業の二つがあると思うが、本条例の適用外となる農業者への対策について、どのような考え方に基づきこの予算としたのか。
- 7 今回の降ひょうでは、本県だけではなく、群馬県や千葉県でも被害が発生していると思うが、国は本県を含んだ降ひょう被害について国庫補助を行うなどの支援を考えていないのか。また、降ひょう被害発生後、本県知事が国に申入れを行ったと聞いているが、国にどのような支援を求め、国からどのような回答があったのか。
- 8 農業用生産施設降ひょう被害対策事業では、ビニールハウスなどの施設の復旧費用を補助するとのことである。被災農家がビニールハウスを再建したくても業者が手配できないという話も聞かすが、県はこのような状況を把握しているか。
- 9 農作物災害緊急対策事業では、代替作や次期作用種苗の購入費を補助するとのことであるが、被災農家から、なかなか種苗が手に入らない、ビニールハウスの再建も遅れ、秋の作付けに間に合わないという声がある。県はこの実態をどう把握しているのか。また、どのように支援を行っていくのか。
- 10 農業用生産施設降ひょう被害対策事業について、この事業のスキームでは農業者負担があるが、被災農家はその費用負担に耐えることができるのか非常に懸念している。農業者の費用負担について、負担額が大きい場合の見込み額はどのくらいとなるのか。

畜産安全課長

- 1 本事業は飼料価格高騰の価格差補填というよりも、農家の経営を支援する事業であると考えている。積算に当たっては、高騰前3年間と現在の高騰が始まった令和3年3月から本年3月までの13か月間の平均で算出している。配合飼料価格、ここでいう配合飼料価格は工場受渡価格ということになるが、これは輸入原料価格に国内の配合飼料メーカーでの製造価格が加えられて価格形成されている。輸入原料価格には、国の配合飼料価格安定制度があるが、国内配合飼料工場での製造コスト上昇分は補填がないので、

その部分を対象に緊急的に農家の支援のために補助しようとするものである。

- 2 畜産経営には、配合飼料価格安定制度をはじめ、様々な経営安定対策制度が準備されている。今後、更なる充実を求めて国に要望を行いたい。あわせて、生産費の適正な価格転嫁についても国に働き掛けたいと考えている。また、輸入飼料への依存を少しでも下げ、畜産農家の飼料費負担を軽減するため、エコフィードの活用、耕畜連携の推進等を図り、国産飼料の利用拡大を図りたいと考えている。
- 3 本事業は県内で出荷を行っている畜産農家の全戸を対象としており、降ひょう被害を受けた畜産農家を優先するという考えはない。

生産振興課長

- 2 省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業は、燃油価格高騰の影響を軽減することを目的としているが、燃油価格の高騰に対する差額を補填する事業ではなく、燃油使用量を削減するための省エネ機器等の導入経費を補填するものである。燃油価格の変動に左右される事業ではない。
- 3 省エネ型施設園芸産地育成緊急対策事業は、施設等そのものではなく、ヒートポンプ、保温用の被覆資材を対象としている。災害対策の事業ではないが、経営体数から積算しているため、被災農家を含め、多くの生産者に組み込んでいただけるものと考えている。また、水田小麦等産地生産性向上事業は、麦・大豆の生産拡大と収量品質向上に取り組む産地に対する補助であり、災害対策の事業ではない。降ひょう被災農家を優先するものではないが、できるだけ多くの被災農家を含めて支援をしていく。

森づくり課長

- 4 当該工事箇所は、秩父市の中津川地区と小鹿野町の河原沢地区を結ぶ路線の中間辺りに位置している。当該工事箇所について、秩父市側ではトンネルの落盤対策工事、小鹿野町側では別の災害復旧工事が行われており、工事用車両などが進入できない状況であった。そのため、事前に資材の搬入ができず、予防的な対策を講じることができなかったことから、今回の土砂崩落を防ぐことは困難であり、やむを得なかったと判断している。

農業支援課長

- 5 降ひょう被害対策に関する補正予算の8億7,500万円の規模の考え方について、事業ごとに説明する。農業近代化資金等融通円滑化事業のうち農業災害資金利子補給補助金については、事前調査で既に一部の市が活用を検討しており、規模でいうと数千万円といった情報があったことから、更なる活用が見込まれると想定し、今回融資枠を拡大する。それに伴って必要となる利子補給額を増額するものである。また、同じ事業のうち、農業近代化資金利子補給補助金の対象拡大の部分については、条例に基づく支援を受けられない農業者に対する支援策として位置付けている。具体的には4市の被害農業者及び18市町の被害の30%未満の農業者の被害状況から、こういった農業者の方々が農作物回復のための農薬や肥料の購入費、あるいは施設の修繕費について、どのくらい費用が必要となるかを積算して2億円の融資枠を決定したところである。同じく農業近代化資金利子補給補助金については、新規事業である農業用生産施設降ひょう被害対策事業の農業者負担分を、農業近代化資金を活用していただくことを前提に積算し融資枠を11億円拡大したところである。続いて、農作物災害緊急対策事業の規模について、30%以上の被害を受けた農作物ごとに、農作物の回復あるいは代替作・次期作のために必要な技術対策を検討し、それに必要な農薬・肥料等の経費について積算をした結果、

この金額となった。最後に、農業用生産施設降ひょう被害対策事業については、今回の被害施設の当初取得金額について、被害面積と現時点での園芸施設共済加入者のデータを農業共済組合から提供していただき、そのデータを参考に算出した。具体的には15億円弱という試算値になった。また、今回の被害施設において共済から支払われる一番低い金額、当初取得価格の20%と考えているが、先ほど割り出した当初取得金額から共済金を差し引いた額について県と市町村の補助額を算定し、その2分の1を県の予算額とした。これらの三つの事業を積み重ねた結果、8億7,450万8千円となったものである。

- 6 農業近代化資金利子補給補助金の埼玉県農業災害対策特別措置条例の適用外となった農業者に関する対策の考え方であるが、今回の降ひょう被害については、ひょう害にもかかわらず広範囲に被害が及んでいる。当該条例に基づく支援が受けられない農業者は、具体的には条例適用外の4市の農業者や条例が適用される18市町の中でも被害が30%未満のため対象外となる農業者で、多数いる。災害後、継続し収益を得るためには、被害を受けた農業者のニーズは、同じように農薬や肥料、次期作の種苗費や施設の復旧など様々である。そのため、何らかの支援が必要だと考え、県として農業近代化資金の中に資金の追加、具体的な内容は農業災害資金と同じであるが、そういった支援策を講じることとしたところである。
- 7 国との関係についてであるが、県は国に今回の被害状況を報告している。さらに、補助事業の実施について国に確認し情報収集を行っているところである。しかし、残念ながら、国からは施設の復旧に対する補助など具体的な支援は示されていない状況である。また、今回の降ひょうでは上里町の種子産地が大きな被害を受けている。知事からも話があったとおり、降ひょうの翌日に知事から金子原二郎農林水産大臣に小麦の被害状況を伝えており、6月3日に農林水産省から穀物課長に来てもらい、現地の小麦の被害状況をつぶさに見ていただいた。この結果、既に国から、種子の都道府県間の供給調整を担う全国主要農作物安定種子供給協議会に対して、供給量の調整や各県の協力依頼について通知を発出していただいた。他県から種子の供給が受けられるよう国から後押しをしていただいているところである。
- 8 ビニールハウスの再建に関し、業者が見つからないという情報があるとのことであるが、被害のあった地区を管轄する農林振興センター、具体的には本庄農林振興センター、大里農林振興センター、加須農林振興センター及び春日部農林振興センターと随時情報交換をしているが、そのような情報はない。再建の注文をしているところだが、工事の都合上順番待ちがあるという情報は複数聞いている。また、JA全農さいたまの資材を扱っている部門からの情報では、メーカー・施工業者とも現時点ではひっ迫しておらず、集中した注文があった場合には多少の順番待ちはあるかもしれないが、大きく待たせることはないであろうという情報を得ている。資材の供給等の関係で困っているなど、降ひょうに係る営農相談については、農林振興センターを大いに活用していただきたい。農林振興センターで農業者からの相談に対しては関係機関と連携ししっかり対応していく。
- 9 種苗が手に入らないという話があるということだが、被害が大きかった地区を管轄する本庄農林振興センターによると、確かに降ひょう直後は混乱があり、苗がないという話もあったようだが、現在は代替作や次期作に間に合わない状況にはないとのことである。また、JA全農さいたまの苗を扱っている担当に聞いたところ、JA全農さいたまにも苗の注文があったが、納品は問題なく終了しているとのことであった。今後、種苗が手に入らないという状況が起きることも想定される。相談があった際には農林振興センターの普及指導員が持つ情報をフルに活用し、農業協同組合など関係機関と連携しな

がら、しっかり対応していきたい。

- 10 農業用生産施設降ひょう被害対策事業の農業者負担について、具体的な数字を挙げて説明する。耐用年数を経過したビニールハウスについて、当初取得価格が100万円と仮定すると農業共済では200,000円支出される。共済金を差し引いた800,000円が県と市の補助金で賄われる。昨今、農業資材が値上がりしていることから、40%の値上がりがあったと仮定すると復旧費用は全体で140万円になるが、この金額から県と市町の補助金、共済を差し引いた400,000円が農業者の負担になる。この場合、全体の140万円に対して、農業者は約3割弱を負担すればよいことになる。共済未加入者であっても、この場合は半分より少ない約43%の負担と計算している。さらに、負担が難しいということであれば、無利子である農業近代化資金の融資枠を拡大している。農家の負担が大きくならないようしっかり対応しているところである。

村岡委員

- 1 降ひょう被害について、農林水産省では直ちに現地確認を行い、種苗の供給調整などは実施されたが、財政的支援は行われていないとのことである。そのため、今回の補正予算については県の基金を取り崩して対応するものと思うが、今後、交付税措置など国から何らかの財政的支援が行われる見込みはあるのか。
- 2 災害への対策として、農業者に農業共済や収入保険へ加入していただく必要があると思う。被災農家に共済等に参加しない理由を聞いたところ、使い勝手の悪さなど複数の原因があるようであった。例えば、収入保険については加入申告時に青色申告実績が1年分なければならず、青色申告を行っていなかった方については災害で被害を受けても1年は制度を活用できないといった状況があるとのことである。先ほど、農業者が農業共済や収入保険に参加しない理由について、一般論として答弁をいただいたところであるが、加入しない理由について、県が農業者の声をしっかりと聞いて、国に改善を求めるときと思うがどうか。

農業支援課長

- 1 国からは、何の意向も示されていない状況である。
- 2 県では加入促進を図るため、先月の初めに国に対して収入保険について支払率の向上などの要望をしている。今後も加入を阻害している要因の改善に向けて、県農業共済組合と連携して取り組んでいきたい。

神尾委員

- 1 配合飼料価格高騰緊急対策事業について、資料によると緊急対策といっても今年3月までの補助になっているようである。事業内容については、畜産農家の配合飼料購入費の一部を助成する、価格上昇分の2分の1相当を助成し、全額国庫で対応するとのことであるが、本事業において県費の支出はあるのか。
- 2 価格高騰前の3年間の平均と、高騰時として昨年3月から本年3月までの平均を比較した輸入原料価格の価格上昇分については、国の配合飼料価格安定制度により補填される。配合飼料価格高騰緊急対策事業では、国内での飼料メーカーの製造コストの上昇分、資料によると1,010円ということであり、この2分の1を助成するとのことであるが、この制度で、県として十分だと満足されているようでは困る。今、一番困っているのは、本年4月以降に配合飼料価格が非常に高騰していることである。先日、団体の方から意見を伺ったところ、配合飼料については特に養鶏業での使用が多いが、ある養鶏業者では価格高騰分だけで1か月に700万円の赤字が生じており、その状況が継続し

ているとのことであった。確かに、支援していただくのは有り難いが、それ以上に厳しい状況にある。そのため、この秋に廃業せざるを得ない養鶏業者がいるという現実を知っていただきたい。その上で、緊急対策として、国に頼らず、県で何らかの対策を講じようという考え方はないのか。

畜産安全課長

- 1 財源については、国の価格高騰に関する交付金を充当する予定である。
- 2 今回の補正予算では、緊急対応ということで、配合飼料メーカーのコスト上昇分を基にして事業費を積算した。今後は、国に対し、配合飼料価格安定制度のほか、生産物の価格安定制度の充実を求め、要望していく。このほか、県として、耕畜連携、エコフィードの利用推進を図ることで、輸入飼料への依存を軽減し、県内の畜産農家の経営安定に努めていきたい。

神尾委員

- 1 配合飼料価格高騰緊急対策事業について、飼料メーカーの製造コスト上昇分の価格1トン当たり1,010円のうち、2分の1に当たる500円を県で負担するのか。
- 2 主要自治体の飼料価格高騰対策を調べてみると、最高額を県が補填しているのは愛知県である。畜産農家の配合飼料費を支援するということが35億2,120万円を予算計上している。単価が変わらない国の予算ではなく、各自治体で価格高騰に対する補填を行うことで、県内畜産農家に事業を継続してもらおうという考えなら、なぜ県で補填を行わないのか。

畜産安全課長

- 1 県からの補助金額は500円である。残りの部分については、各畜産農家の負担ということで考えている。
- 2 配合飼料価格高騰に対する補填については、各県で事業に関する考え方が大きく異なるものと承知している。本県としては、配合飼料価格安定制度があることと、そのほか、生産物の販売額と生産費の比較に応じての補填等が準備されていることも考え、現在の事業資金への支援として今回の緊急対策事業を組んでいる。

神尾委員

国ではなく、県として何をしているのかを聞いている。他県では、畜産農家がなくならないように何らかの形で支援を行っており、その結果として自治体によって支援金額にかなりの違いが出ているということだと思う。全国の最高額は先ほどの35億円超という金額である。国に要望を行うことは当然であり理解するが、本年4月から更に配合飼料価格は高騰している。今回の配合飼料価格高騰緊急対策事業は、本年3月までの価格高騰を反映したものであり、この4月以降の格段に厳しい価格高騰に対応した補填がないと経営が成り立たないと悲鳴を上げている畜産農家がいる。そのような方々に対し、どのように支援をしていくのかという県の基本的な考え方が見えてこない。農林部長の見解を伺う。

農林部長

県が補助する500円については、昨年度末までの価格から算出しているが、対象は、今年の購入分に対しての支援と考えている。基本的に農林部の考え方としては、価格上昇し続けているところではあるが、価格補填という形ではなくもう少し先を見据えて、輸入飼料に頼らないような体制作りを力を入れていきたいと考えている。

神尾委員

輸入ではなく自給自足の時代に入ってきたということは分かる。飼料用米や配合飼料になるものを自国で生産できる体制作りを考えてほしいと思う。しかし、それは先のことで今が大事である。県はよく見極めて、本定例会はこれでよいが、更に今疲弊している農家、畜産農家に光が見えるような対策を講じてもらいたいと思う。(意見)

【付託議案に対する討論】

なし